

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山八尾線	富山市婦中町広田4784番 から 富山市婦中町広田4782番 まで	変更前		最大 10.24 最小 10.08	66.8	富山土木 センター
		変更後		最大 11.39 最小 10.08	66.8	
県道 小矢部伏木港 線	高岡市柴野60番2から 高岡市柴野51番2まで	変更前		最大 10.9 最小 10.8	187.8	高岡土木 センター
		変更後		最大 14.4 最小 12.9	187.8	
県道 高岡砺波線	高岡市今市8番1から 高岡市今市18番1まで	変更前		最大 15.9 最小 10.5	21.5	高岡土木 センター
		変更後		最大 17.0 最小 11.3	21.5	
県道 本保福岡線	高岡市今市18番1から 高岡市今市18番1まで	変更前		最大 11.6 最小 7.3	26.8	高岡土木 センター
		変更後		最大 14.7 最小 8.6	26.8	

県道 砺波小矢部線	小矢部市西中1015番から 小矢部市西中1015番まで	変更前		最大 23.4 最小 7.4	300.0	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後		最大 35.2 最小 7.4	300.0	
県道 福光福岡線	小矢部市西中1008番から 小矢部市西中1015番まで	変更前		最大 9.8 最小 9.1	205.9	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後		最大 41.5 最小 9.1	220.1	

富山県告示第154号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山八尾線	富山市婦中町広田4784番から 富山市婦中町広田4782番まで	令和6年3月29日	富山土木 センター
県道 上市北馬場線	中新川郡上市町若杉二丁目 414番から 中新川郡上市町若杉二丁目 157番 2ま で	令和6年3月29日	富山土木 センター

県道 小矢部伏木港線	高岡市柴野60番2から 高岡市柴野51番2まで	令和6年3月29日	高岡土木センター
県道 高岡砺波線	高岡市今市8番1から 高岡市今市18番1まで	令和6年3月29日	高岡土木センター
県道 本保福岡線	高岡市今市18番1から 高岡市今市18番1まで	令和6年3月29日	高岡土木センター
県道 砺波小矢部線	小矢部市西中1015番から 小矢部市西中1015番まで	令和6年3月31日	高岡土木センター 小矢部土木事務所
県道 福光福岡線	小矢部市西中1008番から 小矢部市西中1015番まで	令和6年3月31日	高岡土木センター 小矢部土木事務所

富山県告示第155号

女性相談支援員の名称及び配置場所について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第1項に規定する女性相談支援員の名称及び配置場所は、次のとおりとし、令和6年4月1日から施行する。

婦人相談員の名称及び配置場所について（平成14年富山県告示第366号）は、令和6年3月31日限り、廃止する。

- 1 名称 女性相談支援員
- 2 配置場所 富山県女性相談支援センター

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗
(こども家庭室)

富山県告示第156号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県立乳児院

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日本赤十字社富山県支部 支部長 新田 八朗

富山市飯野26番1

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県告示第157号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営宮ヶ谷内池地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営宮ヶ谷内池地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年3月29日から

令和6年4月26日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第158号

土地改良区の定款変更の認可について

熊野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年3月21日認可した。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第159号

富山県医療計画の変更について

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により医療計画を変更したので、第30条の4第18項の規定により次の計画書のとおり公示する。

なお、当該計画書は省略し、富山県厚生部医務課及び富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターに備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第160号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4

ウェルネット株式会社

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

富山県電子申請サービスを利用した富山県の行政手続に係る申請手数料等（指定納付受託者が提供する支払システム及び決済基盤を利用して納付させるものに限る。）の納付

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和6年4月1日

富山県告示第161号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地

-
- 2 店舗を設置する者 ウェルシア薬局株式会社
 - 3 店舗において小売業を行う者 ウェルシア薬局株式会社
 - 4 新設の日 令和6年11月23日
 - 5 店舗面積の合計 1,203㎡
 - 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側・西側／50台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側／30台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側1箇所／40㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南東側1箇所／6.42㎡
 - 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所／敷地南側2箇所、北側1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
 - 8 届出の日 令和6年3月22日
 - 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
 - 10 縦覧期間 令和6年3月29日から令和6年7月29日まで
 - 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

 - (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
 - (3) 当該店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見及びその理由
-

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務電算システム移行データ抽出環境及び抽出システム作成業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年2月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 北陸公共ビジネス部
富山県富山市新桜町2番21号
- 5 随意契約に係る契約金額
84,128,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に掲げる場合に該当するため

~~~~~  
正 誤  
~~~~~

令和4年11月11日付け号外富山県人事委員会規則第23号「特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則」中

頁	行	誤	正
7	下から3	第30条の5第2項各号列記以外の部分中「再任用短時	第30条の5第2項各号列記以外の部分中「再任用短時

間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「得た額」の次に「(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」を加え、同項第1号中「再任用職員（条例第47条の2第2項に規定する再任用職員をいう。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第30条の7とする。

間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「再任用職員（条例第47条の2第2項に規定する再任用職員をいう。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第30条の7とする。